

半 期 報 告 書

(第45期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日



(401241)

第45期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。



東京エレクトロン株式会社

目 次

	頁
第45期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	8
5 【研究開発活動】	9
第3 【設備の状況】	10
1 【主要な設備の状況】	10
2 【設備の新設、除却等の計画】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表等】	25
2 【中間財務諸表等】	64
第6 【提出会社の参考情報】	84
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	85
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月7日

【中間会計期間】 第45期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番6号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐伯 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番6号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐伯 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期中	第44期中	第45期中	第43期	第44期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	333,138	390,562	476,377	673,686	851,975
経常利益 (百万円)	36,754	58,204	95,795	75,951	143,940
中間(当期)純利益 (百万円)	23,978	37,225	62,463	48,005	91,262
純資産額 (百万円)	352,811	414,167	520,089	376,900	469,810
総資産額 (百万円)	604,260	673,458	802,168	663,242	770,513
1株当たり純資産額 (円)	1,980.53	2,290.67	2,852.85	2,112.30	2,573.72
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	134.64	208.74	349.19	267.61	511.27
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	134.58	208.18	348.24	267.32	509.84
自己資本比率 (%)	58.4	60.7	63.6	56.8	59.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	53,483	4,459	20,554	78,853	54,296
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,349	△39,424	△8,532	△10,536	△25,293
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△35,877	△28,056	△16,390	△43,420	△34,719
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	126,222	77,062	129,938	140,023	134,389
従業員数 (人)	8,881	9,313	10,391	8,901	9,528
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	286,784	327,277	415,278	572,019	720,163
経常利益 (百万円)	20,515	32,618	55,438	44,836	76,664
中間(当期)純利益 (百万円)	13,835	21,440	35,966	29,256	51,699
資本金 (百万円)	54,961	54,961	54,961	54,961	54,961
発行済株式総数 (千株)	180,610	180,610	180,610	180,610	180,610
純資産額 (百万円)	272,370	301,702	351,982	285,357	327,715
総資産額 (百万円)	483,607	533,567	597,560	543,082	594,933
1株当たり純資産額 (円)	1,528.97	1,687.75	1,965.78	1,599.46	1,829.61
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	77.68	120.23	201.06	163.02	289.63
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	77.65	119.90	200.52	162.84	288.81
1株当たり配当額 (円)	25.00	42.00	70.00	55.00	103.00
自己資本比率 (%)	56.3	56.4	58.9	52.5	55.0
従業員数 (人)	1,018	1,075	938	1,006	941

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

[産業用電子機器]

半 導 体 製 造 装 置 …………… 当社の新設分割により、平成19年6月11日付にて新たに東京エレクトロン技術研究所(株)を設立しております。

3 【関係会社の状況】

新規

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容			
					役員の兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸
(連結子会社) 東京エレクトロン技術研究所(株)	宮城県 仙台市泉区	(百万円) 100	半導体製造装置等の開発・製造・販売	100.0	あり	あり	当社が販売する一部商品の開発・製造	あり

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当中間連結会計期間における従業員数を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
産業用電子機器	9,615
電子部品・情報通信機器	776
合計	10,391

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	938
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済環境につきましては、原油高に伴う原材料価格等への悪影響、米国における住宅投資減少やサブプライムローン問題等による景気減速懸念があったものの、アジアや欧州地域を中心に総じて堅調に推移しました。

当グループの参画しておりますエレクトロニクス産業につきましては、PC(パソコン)・携帯電話市場の拡大継続、高機能新型モバイル機器の登場など好調に推移しました。

また、半導体関連産業におきましては、メモリー価格の下落がPCに搭載されるDRAMの大容量化の促進、PC・デジタルビデオカメラの記憶媒体としてのフラッシュ・メモリーの採用などの用途拡大によって新たな需要を創出すると期待されており、生産能力増強に向けた戦略的設備投資が行われました。

このような状況のもと、当中間連結会計期間の業績は、収益・営業利益率いずれも半期ベースでの過去最高となりました。連結売上高は4,763億7千7百万円(前中間連結会計期間比22.0%増)となり、主力の半導体製造装置の売上高が台湾・日本において好調に推移しました。この結果、国内売上高が1,671億6千4百万円(前中間連結会計期間比15.7%増)、海外売上高が3,092億1千3百万円(前中間連結会計期間比25.7%増)となり、連結売上高に占める海外売上高の比率につきましては64.9%となりました。また、当中間連結会計期間の連結受注高は、3,308億1千6百万円(前中間連結会計期間比33.0%減)、当中間連結会計期間末の連結受注残高は3,407億1千1百万円(前連結会計年度末比29.9%減)となりました。

売上原価は3,110億1千8百万円(前中間連結会計期間比14.7%増)、売上総利益は1,653億5千9百万円(前中間連結会計期間比38.5%増)となりました。この結果、売上総利益率は前中間連結会計期間から4.1ポイント上昇し、34.7%となりました。

販売費及び一般管理費は703億5千4百万円(前中間連結会計期間比15.1%増)となり、売上高に対する比率は、前中間連結会計期間から0.9ポイント低下し、14.8%となりました。

これらの結果、営業利益は950億5百万円(前中間連結会計期間比63.1%増)、営業利益率は、前中間連結会計期間から5.0ポイント上昇し、19.9%となりました。経常利益は、営業外収益22億3千8百万円(前中間連結会計期間比3.2%減)、営業外費用14億4千7百万円(前中間連結会計期間比38.4%減)を加減し、957億9千5百万円(前中間連結会計期間比64.6%増)となりました。

特別損益につきましては、海外現地法人の保有する土地・建物の売却、新株予約権戻入益等により24億5百万円の利益(前中間連結会計期間は2億9千万円の利益)となりました。

税金等調整前中間純利益は982億1百万円(前中間連結会計期間比67.9%増)、中間純利益は624億6千3百万円(前中間連結会計期間比67.8%増)となりました。この結果、1株当たり中間純利益は349.19円(前中間連結会計期間は208.74円)となりました。

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

① 産業用電子機器事業

主力の半導体製造装置部門の売上高が好調であったことにより、当セグメントの当中間連結会計期間における売上高は、4,236億4千8百万円(前中間連結会計期間比25.2%増)、営業利益は931億7千2百万円(前中間連結会計期間比65.4%増)となりました。

《半導体製造装置》

携帯電話・パソコン・デジタル機器の機能拡張を背景に、半導体の高性能化並びに需要増加が見込まれており、DRAMやフラッシュメモリー向けを中心とした投資が活発化しました。

こうした状況のもと、当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は3,792億5千1百万円(前中間連結会計期間比33.6%増)と好調に推移しました。

《FPD製造装置》

フラット・パネルの価格低下とFPDテレビ市場の急拡大が続く環境下、さらなる高画質化、薄型化の追求が進んでおります。

当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は前中間連結会計期間に比べ17.1%減少したものの、436億円と高い水準となりました。また、来年末以降に納入予定の次世代大型基板対応装置の商談も始まりました。

《その他》

当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高につきましては2億5千4百万円(前中間連結会計期間比56.5%減)となりました。

② 電子部品・情報通信機器事業

成長性の高いネットワーク機器、ストレージ機器及びIT関連ソフトウェアの販売並びに保守サービスを強化し、企業戦略を支援する最適なITソリューションの提供に努めました。また、重点戦略マーケットである産業機器分野向けにカスタムICや汎用IC(アナログIC)など、高付加価値商品の販売に注力するとともに、アジアマーケットへの販売体制強化、新規商品及び新規顧客の開拓、開発ビジネス強化に努めました。しかしながら、当セグメントにおける主力の半導体製品において、携帯基地局向けカスタムICの需要が減少したこと、また、昨年後半の在庫調整局面から急速な回復に至らない状況で推移したこと、当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は538億1千3百万円(前中間連結会計期間比0.5%減)、営業利益は18億1千6百万円(前中間連結会計期間比6.6%減)となりました。

なお、従来、「コンピュータ・システム及びネットワーク」は、「産業用電子機器」セグメントに区分しておりましたが、前下半期より「電子部品・情報通信機器」(旧「電子部品」)セグメントの中に含めております。これに伴い、各セグメントにおける売上高の前中間連結会計期間との比較は、変更後の区分により組替表示しております。

当中間連結会計期間の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

① 日本

当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は4,677億9百万円(前中間連結会計期間比25.5%増)、営業利益は934億8千4百万円(前中間連結会計期間比72.8%増)となりました。

② その他の地域

当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は747億5千3百万円(前中間連結会計期間比2.6%増)、営業利益は55億9千4百万円(前中間連結会計期間比22.0%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動により獲得したキャッシュ・フローの状況につきましては、前中間連結会計期間に比べ160億9千5百万円増加の205億5千4百万円の調達となりました。主な内訳は、税金等調整前中間純利益982億1百万円、減価償却費98億1百万円、前受金の増加140億5千2百万円がそれぞれキャッシュ・フローのプラス要因となった一方、売上債権の増加382億9千6百万円、仕入債務の減少174億3千万円及び法人税等の支払額441億6千9百万円がキャッシュ・フローのマイナス要因となりました。

投資活動により支出したキャッシュ・フローの状況につきましては、前中間連結会計期間の394億2千4百万円に対し、85億3千2百万円の支出となりました。主に有形固定資産の取得101億4千1百万円によるものであります。

財務活動により支出したキャッシュ・フローの状況につきましては、主に第5回無担保新株引受権付社債55億円の償還、前期の期末配当金の支払109億6百万円により、前中間連結会計期間の280億5千6百万円に対し163億9千万円の支出となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末の残高は、前連結会計年度末に比べ44億5千1百万円減少の1,299億3千8百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前連結会計年度の下半期から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較に当たっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて、行っております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	422,025	127.1
合計	422,025	127.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	807	27.9
電子部品・情報通信機器	46,076	97.5
合計	46,883	93.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	277,229	63.2	326,303	72.5
電子部品・情報通信機器	53,587	97.3	14,408	100.6
合計	330,816	67.0	340,711	73.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	423,106	125.5
電子部品・情報通信機器	53,271	99.6
合計	476,377	122.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当グループは、最先端技術の提供と販売した装置に対する徹底した技術サポートを行うことによって、顧客からマーケットの一員として深い信頼と高い評価を得るとともに、半導体関連業界のマーケットリーダーの一員として、業界の世界的成長に携わってまいりました。従来、半導体・FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製品の用途は、PC(パソコン)・携帯電話中心でしたが、近年の情報化社会の飛躍的進展に伴って、ほとんどの電子製品の基幹部品として、生活の隅々にまで浸透・普及しております。また、顧客であるデバイスメーカーのニーズは従来以上に多様化しており、高いプロセス性能・量産性能を發揮できる差別化技術を組み込んだ製造装置が求められるようになってきております。

当グループは、こうした市場ニーズや事業環境の変化のスピードに対応し、利益率を向上させていくことが経営課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、高付加価値新製品の量産・拡販に努めるとともに、製品の品質向上、高効率生産によるコスト競争力の強化等の「モノ作りの強化」に各事業部門が一体となって取り組んでおります。これらの諸施策に加え、「技術開発の強化」「新規事業の育成と事業化の推進」により一層注力し、更なる収益性・成長性の向上を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

5 【研究開発活動】

当グループの研究開発活動は、主として産業用電子機器事業に係わるものであり、半導体製造装置及びFPD製造装置に関し、基礎技術開発、プロセス開発及び個別の装置開発を行っております。

なお、当中間連結会計期間の研究開発費は、前中間連結会計期間比17.6%増の319億5千1百万円(売上高比6.7%)であります。

当社の研究開発活動は、多様化する半導体製造技術へ対応すべく新製品開発の強化拡大に引き続き努め、特に次世代及び次々世代半導体製造装置に関するモジュール開発や基礎技術開発とプロセス開発を基盤とし、個別の開発では省エネルギー及び環境にも配慮した装置技術の研究開発に注力してまいりました。

主要な研究開発活動拠点は、プロセステクノロジーセンター(山梨県韮崎市)、関西テクノロジーセンター(兵庫県尼崎市)、東京エレクトロン技術研究所(株)(宮城県仙台市)、TEL TECHNOLOGY CENTER, AMERICA, LLC(米国ニューヨーク州アルバニー市)であります。これらの拠点では、32nm(ナノメートル)以降の微細加工プロセスの基礎技術開発及び評価を行っております。主に、各種成膜技術、プラズマ技術、熱処理技術、ケミカル処理技術、クリーン化技術、流体シミュレーションなど、将来の半導体デバイス製造において必要とされる基礎技術の開発及び評価を行っております。具体的にはデバイス特性を劣化させるパーティクル及び有機物をはじめとするガス・分子状汚染対策等、マイクロコンタミネーションの削減技術の向上、装置メーカーとしてのクリーン対策業務、クリーンルーム環境制御、装置内雰囲気制御、装置構成材料開発及びプロセス最適化のための技術開発などを行っております。加えて有機物、無機物及びイオン等の汚染物質を削減させる観点から、研究対象をクリーンルーム環境からウェーハプロセスまで幅広く見据え、環境改善及び装置開発に貢献し、多種多様な分析機器を駆使し、これら汚染物質のプロセスへの影響を把握し、様々な角度から次世代を担うプロセス装置及びクリーン環境の追求及び装置構成部品の選定・規格化に全力を注いでおります。

また、装置ユーザーの装置メーカーに対する期待は、単に装置を提供することだけにとどまらず、そのプロセス開発を含めた開発全般へと変化しており、最先端のプロセス開発とその性能評価を電気的特性で検証していくことも、また重要な役割となっており、いわゆるプロセスインテグレーション技術としてプロセスモジュール(トランジスタ工程から配線工程まで)の評価を通じて、製造装置のプロセス開発を行っております。具体的には、新規プロセス装置評価、新規材料の集積可能性検証、将来技術の電気特性データによる開発指針づくりなどを行っており、国内外の緊密な装置ユーザー・有力大学等との共同作業・共同開発も頻繁に行い、チャレンジングな技術開発を推進しております。

一方、各製造子会社では、熱処理成膜装置、プラズマプロセス装置、レジスト塗布現像装置、洗浄装置、FPD製造装置、テストシステム装置など固有の開発を手掛ける側面から、次世代デバイスから要求される装置・プロセス開発、プロセスの高精度化、装置の高信頼性化、量産化・コスト低減等の技術開発などを中心に、装置仕様の標準化、部品共通化、ソフトウェア共通化など個別装置の開発を推進しております。

また、中期的な成長戦略である「新規ビジネスの創造と育成」のため、研究開発の強化、大学や各種研究機関との連携強化に加え、社外の有望技術の発掘・活用にも取り組んでおります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更があったものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
東京エレクトロン(株) 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	デモ・評価用 機械装置	3,606 (注) 1	1,729	自己 資金	平成19年 4月	平成20年 3月	デモ・評価用の ため能力の増加 はなし
東京エレクトロンAT(株) 穂坂事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	4,098 (注) 2	1,628	自己 資金	平成19年 4月	平成20年 3月	プロセス評価用 のため能力の増加 はなし
東京エレクトロン九州(株) 合志事業所他	熊本県 合志市他	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	3,238 (注) 3	581	自己 資金	平成19年 4月	平成20年 3月	プロセス評価用 のため能力の増加 はなし
東京エレクトロン東北(株) 本社他	岩手県 奥州市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,744 (注) 4	655	自己 資金	平成19年 4月	平成20年 3月	プロセス評価用 のため能力の増加 はなし

- (注) 1 当初の計画に比べ、投資予定額を2,184百万円増額いたしました。
 2 当初の計画に比べ、投資予定額を1,848百万円増額いたしました。
 3 当初の計画に比べ、投資予定額を786百万円増額いたしました。
 4 当初の計画に比べ、投資予定額を876百万円増額いたしました。
 5 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (百万円)	資金 調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
東京エレクトロン(株) 仙台事業所	宮城県 仙台市 泉区	産業用 電子機器	土地 (面積㎡)	900 (21,501.92)	自己 資金	平成19年 4月	平成19年 4月	—
東京エレクトロン九州(株) 合志事業所	熊本県 合志市	産業用 電子機器	生産設備等	3,480	自己 資金	平成18年 12月	平成19年 6月	生産能力 50%増加

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設、除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,610,911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	180,610,911	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,031	4,019
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	12	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,100	401,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり8,807	同左
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成22年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり8,807 資本組入額 1株当たり4,404	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1～7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,229	6,223
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	6	1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	622,900	622,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,794	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,794 資本組入額 1株当たり3,397	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1～7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,102	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	410,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,884	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり5,884 資本組入額 1株当たり2,942	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1～7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	835	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年8月1日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1～6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	830	806
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	24	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000	80,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,468	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成25年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,468 資本組入額 1株当たり3,234	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1～5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月23日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	651	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年7月1日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2～7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成21年7月1日以降に、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。
- ① 交付する新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。
 - ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。
 - ③ 存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
 - ④ 存続会社等の新株予約権の権利行使期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑥ 存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得
合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。
 - ⑦ 存続会社等の新株予約権の譲渡制限
存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

株主総会の特別決議日(平成19年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,004	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成39年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年7月1日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2～7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前のときは平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前のときには平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等

定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成22年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	180,610,911	—	54,961,191	—	78,023,165

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20,752	11.49
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14,659	8.11
株式会社東京放送	東京都港区赤坂5丁目3番6号	10,227	5.66
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,800	2.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,681	2.03
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行	3,018	1.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行	3,014	1.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,000	1.66
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟	2,760	1.52
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	2,668	1.47
計	—	68,583	37.97

(注) 1 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその関連会社である他4社から平成18年11月15日付で提出された大量保有報告書により平成18年10月31日現在10,085千株所有している旨、パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社及びその関連会社である他5社から平成19年10月1日付で提出された変更報告書により平成19年9月24日現在9,951千株所有している旨、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその関連会社である他5社から平成19年6月6日付で提出された変更報告書により平成19年5月31日現在9,853千株所有している旨、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその関連会社である他4社から平成19年5月9日付で提出された変更報告書により平成19年4月30日現在8,974千株所有している旨、ドイツ証券株式会社及びその関連会社である他4社から平成19年8月21日付で提出された変更報告書により平成19年8月15日現在7,116千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成19年9月30日現在の所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

2 ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン及びステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103は、主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,690,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,772,100	1,787,721	—
単元未満株式	普通株式 148,011	—	—
発行済株式総数	180,610,911	—	—
総株主の議決権	—	1,787,721	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式16,200株(議決権162個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番 6号	1,690,800	—	1,690,800	0.94
計	—	1,690,800	—	1,690,800	0.94

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	9,010	9,000	9,410	9,260	8,660	8,300
最低(円)	8,160	8,170	8,390	8,530	7,570	7,120

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場によるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		107,062		58,938		134,389		
2 受取手形及び売掛金	※3	199,349		267,168		228,688		
3 有価証券		—		71,019		—		
4 たな卸資産		182,672		194,499		194,840		
5 その他		39,382		48,733		52,571		
貸倒引当金		△ 198		△ 85		△ 127		
流動資産合計		528,268	78.4	640,273	79.8	610,363	79.2	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物及び構築物		48,926		54,790		52,935		
(2) その他	※2	47,856	96,783	52,199	106,990	51,994	104,930	
2 無形固定資産								
(1) のれん		7,200		5,600		6,400		
(2) その他		8,108	15,309	13,708	19,309	12,998	19,399	
3 投資その他の資産		33,409		35,892		36,118		
貸倒引当金		△ 312	33,096	△ 297	35,595	△ 297	35,821	
固定資産合計			145,189		161,895		160,150	20.8
資産合計			673,458	100.0			770,513	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形及び買掛金		71,646		66,527		83,837		
2 一年以内償還予定社債		5,500		30,000		—		
3 未払法人税等		21,833		36,415		45,657		
4 賞与引当金		8,749		14,707		14,131		
5 製品保証引当金		13,561		14,000		14,114		
6 その他	※4	61,885		73,695		68,114		
流動負債合計		183,176	27.2	235,347	29.4	225,854	29.3	
II 固定負債								
1 社債		30,000		—		30,000		
2 退職給付引当金		38,691		41,953		40,018		
3 役員退職慰労引当金		699		651		666		
4 その他		6,722		4,128		4,162		
固定負債合計		76,113	11.3	46,732	5.8	74,848	9.7	
負債合計		259,290	38.5	282,079	35.2	300,702	39.0	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		54,961		54,961		54,961		
2 資本剰余金		78,159		78,391		78,346		
3 利益剰余金		281,483		379,583		328,026		
4 自己株式		△14,127		△11,441		△12,167		
株主資本合計		400,476	59.5	501,495	62.5	449,166	58.3	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券 評価差額金		4,046		3,752		5,853		
2 繰延ヘッジ損益		△ 339		△ 0		△ 177		
3 為替換算調整勘定		4,591		5,184		5,332		
評価・換算差額等合計		8,298	1.2	8,937	1.1	11,008	1.4	
III 新株予約権	※5	519	0.1	265	0.0	584	0.1	
IV 少数株主持分		4,872	0.7	9,391	1.2	9,051	1.2	
純資産合計		414,167	61.5	520,089	64.8	469,810	61.0	
負債純資産合計		673,458	100.0	802,168	100.0	770,513	100.0	

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			390,562	100.0		476,377	100.0		851,975	100.0
売上原価			271,171	69.4		311,018	65.3		579,325	68.0
売上総利益			119,391	30.6		165,359	34.7		272,649	32.0
販売費及び一般管理費										
1 給料手当		9,205			9,946			18,551		
2 賞与引当金繰入額		2,707			3,875			4,063		
3 退職給付引当金繰入額		1,267			982			2,561		
4 その他の人件費		3,248			3,924			9,182		
5 研究開発費		27,160			31,951			56,961		
6 その他		17,561	61,150	15.7	19,674	70,354	14.8	37,350	128,670	15.1
営業利益			58,240	14.9		95,005	19.9		143,978	16.9
営業外収益										
1 受取利息		334			596			819		
2 開発補助金収入		1,158			1,068			2,640		
3 その他		819	2,312	0.6	574	2,238	0.5	1,448	4,908	0.6
営業外費用										
1 支払利息		221			173			420		
2 為替差損		1,579			1,058			3,374		
3 持分法による投資損失		323						585		
4 その他		224	2,349	0.6	215	1,447	0.3	565	4,946	0.6
経常利益			58,204	14.9		95,795	20.1		143,940	16.9
特別利益										
1 固定資産売却益	2	137			2,269			416		
2 新株予約権戻入益	3	526			466			526		
3 その他		9	672	0.2	40	2,776	0.6	1,777	2,721	0.3
特別損失										
1 固定資産売却・除却損	2	235			370			834		
2 投資有価証券評価損		146								
3 その他		0	382	0.1		370	0.1	1,413	2,247	0.2
税金等調整前中間 (当期)純利益			58,494	15.0		98,201	20.6		144,414	17.0
法人税、住民税 及び事業税	1	21,000			35,256			60,132		
法人税等調整額	1		21,000	5.4		35,256	7.4	7,534	52,597	6.2
少数株主利益			268	0.1		482	0.1		553	0.1
中間(当期)純利益			37,225	9.5		62,463	13.1		91,262	10.7

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,961	78,078	249,938	△ 15,116	367,861
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,348		△ 5,348
役員賞与			△ 331		△ 331
中間純利益			37,225		37,225
自己株式の取得				△ 17	△ 17
自己株式の処分		80		1,006	1,086
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	80	31,545	989	32,615
平成18年9月30日残高(百万円)	54,961	78,159	281,483	△ 14,127	400,476

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	5,117	—	3,921	9,038	1,013	4,721	382,635
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							△ 5,348
役員賞与							△ 331
中間純利益							37,225
自己株式の取得							△ 17
自己株式の処分							1,086
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 1,071	△ 339	670	△ 740	△ 494	151	△ 1,083
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 1,071	△ 339	670	△ 740	△ 494	151	31,532
平成18年9月30日残高(百万円)	4,046	△ 339	4,591	8,298	519	4,872	414,167

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,961	78,346	328,026	△ 12,167	449,166
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△ 10,906		△ 10,906
中間純利益			62,463		62,463
自己株式の取得				△ 29	△ 29
自己株式の処分		45		756	801
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	45	51,556	726	52,328
平成19年9月30日残高(百万円)	54,961	78,391	379,583	△ 11,441	501,495

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	5,853	△ 177	5,332	11,008	584	9,051	469,810
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							△ 10,906
中間純利益							62,463
自己株式の取得							△ 29
自己株式の処分							801
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 2,100	177	△ 148	△ 2,071	△ 318	339	△ 2,050
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 2,100	177	△ 148	△ 2,071	△ 318	339	50,278
平成19年9月30日残高(百万円)	3,752	△ 0	5,184	8,937	265	9,391	520,089

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,961	78,078	249,938	△ 15,116	367,861
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 12,843		△ 12,843
役員賞与			△ 331		△ 331
当期純利益			91,262		91,262
自己株式の取得				△ 64	△ 64
自己株式の処分		267		3,013	3,281
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	267	78,088	2,949	81,305
平成19年3月31日残高(百万円)	54,961	78,346	328,026	△ 12,167	449,166

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	5,117	—	3,921	9,038	1,013	4,721	382,635
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 12,843
役員賞与							△ 331
当期純利益							91,262
自己株式の取得							△ 64
自己株式の処分							3,281
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	735	△ 177	1,411	1,969	△ 429	4,329	5,869
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	735	△ 177	1,411	1,969	△ 429	4,329	87,175
平成19年3月31日残高(百万円)	5,853	△ 177	5,332	11,008	584	9,051	469,810

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間 (当期)純利益		58,494	98,201	144,414
2 減価償却費		8,800	9,801	18,820
3 のれん償却額		800	800	1,974
4 退職給付引当金の増加額		645	1,939	1,975
5 前払年金費用の増加額		—	△ 2,259	—
6 賞与引当金の 増減額(減少:△)		△ 1,481	576	3,900
7 製品保証引当金の 増減額(減少:△)		1,200	△ 222	1,613
8 受取利息及び受取配当金		△ 387	△ 625	△ 910
9 支払利息		221	173	420
10 固定資産売却損益(益:△)		△ 123	△ 2,243	△ 302
11 固定資産等除却損		221	343	719
12 新株予約権戻入益		△ 526	△ 466	△ 526
13 売上債権の増加額		△ 29,720	△ 38,296	△ 58,352
14 たな卸資産の増加額		△ 19,556	△ 1,479	△ 31,584
15 仕入債務の 増減額(減少:△)		5,491	△ 17,430	17,236
16 未収消費税等の 増減額(増加:△)		4,700	4,490	△ 1,774
17 前受金の増減額(減少:△)		△ 3,510	14,052	△ 12,459
18 その他		2,258	△ 3,044	6,516
小計		27,526	64,312	91,681
19 利息及び配当金の受取額		345	597	853
20 利息の支払額		△ 254	△ 186	△ 452
21 法人税等の支払額		△ 23,158	△ 44,169	△ 37,785
営業活動による キャッシュ・フロー		4,459	20,554	54,296

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入 による支出		△ 30,000	—	△ 30,000
2 有形固定資産の取得 による支出		△ 8,725	△ 10,141	△ 25,153
3 有形固定資産の売却 による収入		474	4,308	1,068
4 無形固定資産の取得 による支出		△ 891	△ 2,458	△ 2,462
5 その他		△ 281	△ 240	31,254
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 39,424	△ 8,532	△ 25,293
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の 純増減額(減少:△)		826	△ 613	△ 404
2 社債の償還による支出		△ 24,500	△ 5,500	△ 24,500
3 自己株式の純減少額		1,069	771	3,216
4 配当金の支払額		△ 5,348	△ 10,906	△ 12,843
5 その他		△ 104	△ 141	△ 188
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 28,056	△ 16,390	△ 34,719
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		60	△ 82	81
V 現金及び現金同等物の 減少額		△ 62,961	△ 4,451	△ 5,634
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		140,023	134,389	140,023
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	77,062	129,938	134,389

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 27社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンA T(株) 東京エレクトロン九州(株) 東京エレクトロンF E(株) 東京エレクトロン デバイス(株) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.</p> <p>①東京エレクトロンA T(株)の新設分割により、当中間連結会計期間において新たに東京エレクトロン東北(株)及び東京エレクトロンT S(株)を設立したことにより、当該2社を連結の範囲に含めております。</p> <p>②TEL VENTURE CAPITAL, INC.につきまは、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 30社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンA T(株) 東京エレクトロン九州(株) 東京エレクトロン東北(株) 東京エレクトロンF E(株) 東京エレクトロン デバイス(株) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.</p> <p>①東京エレクトロン技術研究所(株)につきましては、当中間連結会計期間において当社の新設分割により新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>②TOKYO ELECTRON NEDERLAND B.V.につきましては、平成19年8月6日付にて清算が終了しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 30社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンA T(株) 東京エレクトロン九州(株) 東京エレクトロンF E(株) 東京エレクトロン デバイス(株) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.</p> <p>①東京エレクトロンA T(株)の新設分割により、当連結会計年度において新たに東京エレクトロン東北(株)及び東京エレクトロンT S(株)を設立したことにより、当該2社を連結の範囲に含めております。</p> <p>②東京エレクトロンP S(株)及びTEL VENTURE CAPITAL, INC.につきましては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当該2社を連結の範囲に含めております。</p> <p>③米国法人EPION CORPORATIONの全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。また、同社をTEL EPION, INC.に名称変更しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 1社 主要な会社等の名称 (株)イービーム</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 なし (株)イービームにつきましては、平成19年9月7日付にて清算が終了しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 1社 主要な会社等の名称 (株)イービーム</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 同左</p>	<p>(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD. 及び TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD. の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD. 及び TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD. の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。) 時価のないもの 総平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。 ③デリバティブ 時価法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 同左 ③デリバティブ 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 同左 ③デリバティブ 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p> <p>(会計処理の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ381百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ122百万円減少しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>②無形固定資産 定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>また、在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③退職給付引当金 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>④役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>なお、当社及び一部の国内連結子会社は、取締役会において平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することと決議したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>⑤製品保証引当金 製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>④役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>なお、当社及び一部の国内連結子会社は、平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>⑤製品保証引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>④役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>なお、当社及び一部の国内連結子会社は、平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>⑤製品保証引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、当社及び一部の国内連結子会社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(先物為替予約) ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 原則、外貨建取引は、取引成約時(予定取引を含む)に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。また、連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)は、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理の方法 同左</p> <p>②連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理の方法 同左</p> <p>②連結納税制度の適用 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は409,114百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は次のとおりであります。</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は460,352百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は、次のとおりであります。</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ40百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ334百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ651百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1 前中間連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「短期借入金」(当中間連結会計期間末2,927百万円)は、当中間連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当中間連結会計期間末においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間末において独立掲記しておりました固定負債の「長期借入金」(当中間連結会計期間末3,000百万円)は、当中間連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当中間連結会計期間末においては固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、当中間連結会計期間において特別損失の100分の10を超えたため、区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は94百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間末において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会 最終改正平成19年7月4日 委員会報告第14号)及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(金融庁総務企画部 最終改正平成19年10月2日)において有価証券として取り扱うものとされたため、当中間連結会計期間末より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、45,000百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 136,061百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 136,880百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 139,492百万円
※2 国庫補助金等により有形固定資産(土地)の取得価額から直接減額した額 458百万円	※2 同左	※2 同左
※3 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 49百万円	※3 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 404百万円	※3 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。 受取手形 31百万円
※4 当社及び一部の国内連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 124,837百万円 借入実行残高 2,478百万円 差引額 122,358百万円	※4 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 127,262百万円 借入実行残高 756百万円 差引額 126,506百万円	※4 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 125,841百万円 借入実行残高 1,352百万円 差引額 124,489百万円
※5 新株引受権付社債の新株引受権(当中間連結会計期間末479百万円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。	※5 —————	※5 新株引受権付社債の新株引受権(当連結会計年度466百万円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
<p>※1 当中間連結会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p> <p>※2 固定資産売却・除却損益の内訳</p> <p>売却益</p> <table> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>137百万円</td> </tr> </table> <p>売却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>除却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(その他)</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>221百万円</td> </tr> </table> <p>※3 当中間連結会計期間に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高(当中間連結会計期間526百万円)は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。</p>	有形固定資産(その他)	137百万円	合計	137百万円	建物及び構築物	11百万円	有形固定資産(その他)	2百万円	合計	13百万円	建物及び構築物	51百万円	有形固定資産(その他)	156百万円	無形固定資産(その他)	14百万円	合計	221百万円	<p>※1 同左</p> <p>※2 固定資産売却・除却損益の内訳</p> <p>売却益</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>960百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>1,308百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,269百万円</td> </tr> </table> <p>売却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26百万円</td> </tr> </table> <p>除却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>248百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(その他)</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>343百万円</td> </tr> </table> <p>※3 当中間連結会計期間に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高(当中間連結会計期間466百万円)は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。</p>	建物及び構築物	960百万円	有形固定資産(その他)	1,308百万円	合計	2,269百万円	建物及び構築物	9百万円	有形固定資産(その他)	16百万円	合計	26百万円	建物及び構築物	86百万円	有形固定資産(その他)	248百万円	無形固定資産(その他)	8百万円	合計	343百万円	<p>※1 —————</p> <p>※2 固定資産売却・除却損益の内訳</p> <p>売却益</p> <table> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>339百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(その他)</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>416百万円</td> </tr> </table> <p>売却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114百万円</td> </tr> </table> <p>除却損</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(その他)</td> <td>607百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(その他)</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>719百万円</td> </tr> </table> <p>※3 当連結会計年度に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高(当連結会計年度526百万円)は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。</p>	有形固定資産(その他)	339百万円	無形固定資産(その他)	77百万円	合計	416百万円	建物及び構築物	43百万円	有形固定資産(その他)	71百万円	合計	114百万円	建物及び構築物	93百万円	有形固定資産(その他)	607百万円	無形固定資産(その他)	18百万円	投資その他の資産	0百万円	合計	719百万円
有形固定資産(その他)	137百万円																																																													
合計	137百万円																																																													
建物及び構築物	11百万円																																																													
有形固定資産(その他)	2百万円																																																													
合計	13百万円																																																													
建物及び構築物	51百万円																																																													
有形固定資産(その他)	156百万円																																																													
無形固定資産(その他)	14百万円																																																													
合計	221百万円																																																													
建物及び構築物	960百万円																																																													
有形固定資産(その他)	1,308百万円																																																													
合計	2,269百万円																																																													
建物及び構築物	9百万円																																																													
有形固定資産(その他)	16百万円																																																													
合計	26百万円																																																													
建物及び構築物	86百万円																																																													
有形固定資産(その他)	248百万円																																																													
無形固定資産(その他)	8百万円																																																													
合計	343百万円																																																													
有形固定資産(その他)	339百万円																																																													
無形固定資産(その他)	77百万円																																																													
合計	416百万円																																																													
建物及び構築物	43百万円																																																													
有形固定資産(その他)	71百万円																																																													
合計	114百万円																																																													
建物及び構築物	93百万円																																																													
有形固定資産(その他)	607百万円																																																													
無形固定資産(その他)	18百万円																																																													
投資その他の資産	0百万円																																																													
合計	719百万円																																																													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	180,610	—	—	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	2,336	2	180	2,158

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	平成12年新株引受権	普通株式	—	—	—	—	—
	平成13年新株引受権	普通株式	—	—	—	—	479
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	40
合計			—	—	—	—	519

(注) 1 平成12年新株引受権及び平成13年新株引受権につきましては、当該新株引受権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、中間連結会計期間末の発行済株式総数に対する割合に重要性が乏しいため、目的となる株式の数の注記を省略しております。

2 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,348	30	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,495	42	平成18年9月30日	平成18年12月7日

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	180,610	—	—	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	1,812	3	125	1,690

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	平成13年新株引受権	普通株式	—	—	—	—	—
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	196
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	69
合計			—	—	—	—	265

(注) 1 平成13年新株引受権につきましては、当該新株引受権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、中間連結会計期間末の発行済株式総数に対する割合に重要性が乏しいため、目的となる株式の数の注記を省略しております。

2 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月11日取締役会	普通株式	10,906	61	平成19年3月31日	平成19年6月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	12,524	70	平成19年9月30日	平成19年12月7日

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	180,610	—	—	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,336	7	530	1,812

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成12年新株引受権	—	—	—	—	—	
	平成13年新株引受権	—	—	—	—	466	
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	117	
合計			—	—	—	584	

(注) 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,348	30	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	7,495	42	平成18年9月30日	平成18年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,906	61	平成19年3月31日	平成19年6月1日

5 株主資本以外の項目の主な変動事由

「少数株主持分」の連結会計年度中の変動額は、主に連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)の株式の売却による当社持分の減少によるものであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>107,062百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△30,000百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>77,062百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	107,062百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△30,000百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>77,062百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>58,938百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td>71,000百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>129,938百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	58,938百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	71,000百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>129,938百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>「現金及び現金同等物」の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。</p>
現金及び預金勘定	107,062百万円													
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△30,000百万円													
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>77,062百万円</u>													
現金及び預金勘定	58,938百万円													
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	71,000百万円													
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>129,938百万円</u>													

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,450</td> <td>5</td> <td>1,456</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>928</td> <td>1</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>522</td> <td>3</td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>169百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>356百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>526百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>133百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>133百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,450	5	1,456	減価償却累計額相当額	928	1	930	中間期末残高相当額	522	3	526	1年以内	169百万円	1年超	356百万円	合計	526百万円	支払リース料	133百万円	減価償却費相当額	133百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>958</td> <td>5</td> <td>963</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>249</td> <td>3</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>708</td> <td>2</td> <td>711</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>161百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>549百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>711百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>69百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	958	5	963	減価償却累計額相当額	249	3	252	中間期末残高相当額	708	2	711	1年以内	161百万円	1年超	549百万円	合計	711百万円	支払リース料	69百万円	減価償却費相当額	69百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び 運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具 及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,532</td> <td>5</td> <td>1,538</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,101</td> <td>2</td> <td>1,104</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>430</td> <td>3</td> <td>433</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>313百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>433百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>274百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>274百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,532	5	1,538	減価償却累計額相当額	1,101	2	1,104	期末残高相当額	430	3	433	1年以内	120百万円	1年超	313百万円	合計	433百万円	支払リース料	274百万円	減価償却費相当額	274百万円
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	1,450	5	1,456																																																																													
減価償却累計額相当額	928	1	930																																																																													
中間期末残高相当額	522	3	526																																																																													
1年以内	169百万円																																																																															
1年超	356百万円																																																																															
合計	526百万円																																																																															
支払リース料	133百万円																																																																															
減価償却費相当額	133百万円																																																																															
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	958	5	963																																																																													
減価償却累計額相当額	249	3	252																																																																													
中間期末残高相当額	708	2	711																																																																													
1年以内	161百万円																																																																															
1年超	549百万円																																																																															
合計	711百万円																																																																															
支払リース料	69百万円																																																																															
減価償却費相当額	69百万円																																																																															
	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	1,532	5	1,538																																																																													
減価償却累計額相当額	1,101	2	1,104																																																																													
期末残高相当額	430	3	433																																																																													
1年以内	120百万円																																																																															
1年超	313百万円																																																																															
合計	433百万円																																																																															
支払リース料	274百万円																																																																															
減価償却費相当額	274百万円																																																																															
<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>605百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>893百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,498百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	605百万円	1年超	893百万円	合計	1,498百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>723百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>753百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,477百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	723百万円	1年超	753百万円	合計	1,477百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>732百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>920百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,652百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	732百万円	1年超	920百万円	合計	1,652百万円																																																												
1年以内	605百万円																																																																															
1年超	893百万円																																																																															
合計	1,498百万円																																																																															
1年以内	723百万円																																																																															
1年超	753百万円																																																																															
合計	1,477百万円																																																																															
1年以内	732百万円																																																																															
1年超	920百万円																																																																															
合計	1,652百万円																																																																															

(有価証券関係)

有価証券

1 時価のある有価証券

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末につきましては、該当事項はありません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	5,348	12,139	6,790	4,521	10,813	6,291	4,516	14,338	9,821
② その他	113	118	5	113	119	5	113	120	6
合計	5,461	12,257	6,796	4,635	10,932	6,297	4,630	14,458	9,828

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買を除く)		370	198
譲渡性預金		—	71,000
			183
			—

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

通貨関連

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売 建 米 ド ル	42,732	27,917	44,235	△ 1,502
	買 建 米 ド ル	1,772	1,601	1,830	57
	合計	—	—	—	△ 1,445

(注) 1 時価の算定方法

時価は先物相場を使用しております。

2 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

通貨関連

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売 建 米 ド ル	18,501	—	19,627	△ 1,125
	買 建 米 ド ル	1,059	—	1,119	60
	合計	—	—	—	△ 1,065

(注) 1 時価の算定方法

時価は先物相場を使用しております。

2 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

通貨関連

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売 建 米 ド ル	41,647	5,147	44,141	△ 2,493
	買 建 米 ド ル	1,769	482	1,870	100
	合計	—	—	—	△ 2,393

(注) 1 時価の算定方法

時価は先物相場を使用しております。

2 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 40百万円

2 スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社執行役員 20 当社国内子会社取締役 5 当社国内子会社執行役員 28 当社海外子会社役員 10 当社海外子会社従業員 29
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)	普通株式 66,900
付与日	平成18年6月24日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成18年6月24日～平成21年6月30日
権利行使期間	平成21年7月1日～平成38年5月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	7,205

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

2 上記1にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

3 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

4 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記2及び3に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(その他の人件費) 69百万円

2 スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 8 当社従業員 19 当社子会社役員 13 当社子会社従業員 49
株式の種類別のStock・オプションの付与数(株)	普通株式 100,400
付与日	平成19年6月23日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成19年6月23日～平成22年6月30日
権利行使期間	平成22年7月1日～平成39年5月31日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	8,334

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

2 上記1にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前るときには平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降るときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

3 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前るときには平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降るときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

4 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成22年7月1日以降に上記2及び3に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費(その他の人件費) 117百万円

2 ストック・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 11 当社従業員 20 当社子会社役員 15 当社子会社従業員 57
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)	普通株式 66,900
付与日	平成18年6月24日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成18年6月24日～平成21年6月30日
権利行使期間	平成21年7月1日～平成38年5月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	7,205

- (注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 2 上記1にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 3 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 4 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記2及び3に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	345,508	45,054	390,562	—	390,562
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	453	571	1,024	(1,024)	—
計	345,961	45,625	391,587	(1,024)	390,562
営業費用	289,289	44,075	333,364	(1,042)	332,321
営業利益	56,672	1,550	58,222	18	58,240

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

(1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、コンピュータ・システム及びネットワーク、その他

(2) 電子部品……………半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品等

3 会計処理の方法の変更

(1) スtock・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(Stock・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「Stock・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「Stock・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は40百万円増加し、営業利益は同額減少しております。なお、電子部品事業について与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は326百万円、電子部品事業については、営業費用は8百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度の下半期において、平成18年10月1日付をもって当社コンピュータ・ネットワーク部門を会社分割により連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱に承継させたことに伴い、従来「産業用電子機器」セグメントに区分していた「コンピュータ・システム及びネットワーク」につきましては、「電子部品」セグメントに区分するとともに、当該セグメントの名称を「電子部品・情報通信機器」へ変更しております。

なお、前中間連結会計期間において、変更後の区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	337,060	53,502	390,562	—	390,562
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,424	593	2,018	(2,018)	—
計	338,484	54,096	392,581	(2,018)	390,562
営業費用	282,166	52,150	334,317	(1,995)	332,321
営業利益	56,318	1,945	58,263	(23)	58,240

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品、コンピュータ・システム及びネットワーク等

3 会計処理の方法の変更

(1) スtock・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(ストック・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は40百万円増加し、営業利益は同額減少しております。なお、電子部品・情報通信機器事業について与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は326百万円、電子部品・情報通信機器事業については、営業費用は8百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	423,106	53,271	476,377	—	476,377
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	542	542	1,084	(1,084)	—
計	423,648	53,813	477,462	(1,084)	476,377
営業費用	330,476	51,997	382,473	(1,101)	381,372
営業利益	93,172	1,816	94,988	16	95,005

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

3 会計処理の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は376百万円、電子部品・情報通信機器事業については、営業費用は4百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	744,512	107,462	851,975	—	851,975
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,381	1,247	3,628	(3,628)	—
計	746,893	108,709	855,603	(3,628)	851,975
営業費用	606,539	104,739	711,279	(3,282)	707,996
営業利益	140,354	3,969	144,324	(345)	143,978

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品、コンピュータ・システム及びネットワーク等

3 会計処理の方法の変更

(1) スtock・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(Stock・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当連結会計年度から「Stock・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「Stock・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は117百万円増加し、営業利益は同額減少しております。なお、電子部品・情報通信機器事業について与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は625百万円、電子部品・情報通信機器事業については、営業費用は26百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	339,624	50,938	390,562	—	390,562
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	32,987	21,911	54,898	(54,898)	—
計	372,611	72,849	445,461	(54,898)	390,562
営業費用	318,512	68,262	386,774	(54,452)	332,321
営業利益	54,099	4,587	58,686	(445)	58,240

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、韓国

3 会計処理の方法の変更

(1) ストック・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(ストック・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は40百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は334百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	428,564	47,813	476,377	—	476,377
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	39,145	26,939	66,085	(66,085)	—
計	467,709	74,753	542,462	(66,085)	476,377
営業費用	374,224	69,158	443,383	(62,010)	381,372
営業利益	93,484	5,594	99,079	(4,074)	95,005

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、韓国

3 会計処理の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は381百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	749,281	102,693	851,975	—	851,975
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	69,936	48,525	118,461	(118,461)	—
計	819,218	151,219	970,437	(118,461)	851,975
営業費用	683,388	140,782	824,171	(116,174)	707,996
営業利益	135,829	10,436	146,266	(2,287)	143,978

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、韓国

3 会計処理の方法の変更

(1) ストック・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(ストック・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は117百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は651百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	台湾	米国	韓国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	84,319	53,242	50,271	58,189	246,023
II 連結売上高(百万円)					390,562
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.6	13.6	12.9	14.9	63.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他に属する主な国
 中国、シンガポール、ドイツ
 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	147,796	53,297	52,511	55,607	309,213
II 連結売上高(百万円)					476,377
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	31.0	11.2	11.0	11.7	64.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他に属する主な国
 中国、シンガポール、ドイツ
 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	182,918	122,627	105,716	126,895	538,159
II 連結売上高(百万円)					851,975
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.5	14.4	12.4	14.9	63.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他に属する主な国
 中国、シンガポール、ドイツ
 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

重要な企業結合等はないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

重要な企業結合等はないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称…コンピュータ・ネットワーク事業

事業の内容…コンピュータ・システム及びネットワーク関連製品の購入、販売及び技術サービス

(2) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)は商社ビジネス上のシナジー効果、ビジネス規模拡大、業績向上を図り、当社は経営とオペレーション効率の向上とひいては連結業績向上を図ることをそれぞれ目的として、平成18年10月1日付をもって当社コンピュータ・ネットワーク部門を会社分割により連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)に承継させております。なお、事業承継の対価として、連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)は普通株式14,000株を新たに発行し、その全てを当社に対し割当交付しております。

2 実施した会計処理の概要

当該会社分割は共通支配下の取引等に該当するため、移転される資産及び負債については、当社は移転損益を認識せず、吸収分割承継会社においても、移転前に付された適正な帳簿価額で計上しております。また、連結上は内部取引として消去しております。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価

移転事業に係る株主資本相当額	3,590	百万円
移転事業に係る繰延税金資産及び繰延税金負債	△365	百万円
取得原価	3,225	百万円

(2) 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

連結上発生したのれんにつきましては、会社分割により連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)に対して追加投資したとみなされる額と、これに対応する連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)の会社分割直前の資本との差額であります。なお、のれんの金額に重要性が乏しいため、当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

平成18年12月19日付にて、連結子会社TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS, INC.は米国法人EPION CORPORATIONの全株式を4,526百万円で取得し、取得に係る会計処理については、所在国の会計基準である米国会計基準を適用しております。

当該株式取得に伴い発生した負ののれんは、保有技術に係る無形固定資産から控除しております。なお、控除後の無形固定資産(4,985百万円)は、10年間にわたり償却しております。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	2,290円67銭	2,852円85銭	2,573円72銭
1株当たり中間(当期)純利益	208円74銭	349円19銭	511円27銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	208円18銭	348円24銭	509円84銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書上の中間(当期)純利益(百万円)	37,225	62,463	91,262
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	37,225	62,463	91,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,331	178,881	178,501
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた中間(当期)純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—	—	—
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)			
新株予約権	476	486	501
自己株式取得方式によるストック・オプション	2	—	1
普通株式増加数(千株)	479	486	503
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権1種類(新株引受権の数4,172個)、新株予約権3種類(新株予約権の数4,761個)及び自己株式取得方式によるストック・オプション3種類(株式の数415千株)。これらの主な詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数4,531個)及び自己株式取得方式によるストック・オプション2種類(株式の数320千株)。これらの主な詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株引受権1種類(新株引受権の数4,061個)、新株予約権3種類(新株予約権の数4,595個)及び自己株式取得方式によるストック・オプション3種類(株式の数413千株)。これらの主な詳細は、「新株予約権等の状況」及び「ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

事業の種類別セグメント区分の変更

平成18年10月1日付にて、当社コンピュータ・ネットワーク部門を会社分割により連結子会社東京エレクトロン デバイス(株)に承継させております。

これに伴い、当グループの事業内容の特性及び管理体制等の実態に則したセグメント区分に見直しを行った結果、従来「産業用電子機器」セグメントに区分していた「コンピュータ・システム及びネットワーク」につきましては、当下半期より「電子部品」セグメントに区分するとともに、当該セグメントの名称を「電子部品・情報通信機器」へ変更いたします。

なお、変更後の各事業の主要製品及び当中間連結会計期間における外部顧客に対する売上高の連結売上高に占める割合は、概ね次のとおりであります。

事業区分	主な製品	連結売上高に占める割合(%)
産業用電子機器	半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他	86.3
電子部品・情報通信機器	半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品、コンピュータ・システム及びネットワーク等	13.7

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		89,826		40,319		115,578	
2 受取手形	※3	137		305		462	
3 売掛金		176,505		239,115		201,404	
4 有価証券		—		71,019		19	
5 たな卸資産		86,630		84,742		78,322	
6 短期貸付金		57,137		15,700		50,534	
7 その他		30,070		43,999		50,804	
貸倒引当金		△ 62		—		△ 517	
流動資産合計		440,244	82.5	495,201	82.9	496,608	83.5
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		9,300		12,081		11,691	
(2) その他	※2	19,479		20,695		19,745	
有形固定資産計		28,780		32,777		31,436	
2 無形固定資産		6,184		6,930		6,289	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式	※4	41,038		44,328		42,616	
(2) その他		17,624		18,606		18,265	
貸倒引当金		△ 304		△ 283		△ 283	
投資その他の 資産計		58,358		62,650		60,598	
固定資産合計		93,322	17.5	102,358	17.1	98,324	16.5
資産合計		533,567	100.0	597,560	100.0	594,933	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 買掛金		95,969		98,515		110,161		
2 一年以内償還 予定社債		5,500		30,000		5,500		
3 未払法人税等		16,243		28,283		35,733		
4 前受金		24,287		21,494		17,029		
5 賞与引当金		1,771		2,640		2,683		
6 役員賞与引当金		201		289		396		
7 製品保証引当金		13,701		—		15,262		
8 その他		25,030		47,414		33,342		
流動負債合計		182,704	34.3	228,637	38.3	220,109	37.0	
II 固定負債								
1 社債		30,000		—		30,000		
2 退職給付引当金		11,103		10,186		10,049		
3 役員退職慰労引当金		444		436		444		
4 関係会社投資等 損失引当金		6,627		6,303		6,303		
5 預り保証金		0		0		0		
6 その他		984		12		310		
固定負債合計		49,160	9.2	16,940	2.8	47,108	7.9	
負債合計		231,864	43.5	245,578	41.1	267,218	44.9	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		54,961		54,961		54,961		
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		78,023		78,023		78,023		
(2) その他資本 剰余金		136		368		323		
資本剰余金合計		78,159		78,391		78,346		
3 利益剰余金								
(1) 利益準備金		5,660		5,660		5,660		
(2) その他利益 剰余金								
特別償却準備金		1,334		923		923		
別途積立金		142,500		172,500		142,500		
繰越利益剰余金		29,618		47,853		52,793		
利益剰余金合計		179,113		226,937		201,877		
4 自己株式		△14,127		△11,441		△12,167		
株主資本合計		298,106	55.8	348,849	58.4	323,017	54.3	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券 評価差額金		3,402		2,872		4,290		
2 繰延ヘッジ損益		△326		△5		△176		
評価・換算差額等 合計		3,075	0.6	2,867	0.5	4,113	0.7	
III 新株予約権	※6	519	0.1	265	0.0	584	0.1	
純資産合計		301,702	56.5	351,982	58.9	327,715	55.1	
負債純資産合計		533,567	100.0	597,560	100.0	594,933	100.0	

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		327,277	100.0	415,278	100.0	720,163	100.0
売上原価		275,016	84.0	338,818	81.6	600,408	83.4
売上総利益		52,261	16.0	76,459	18.4	119,754	16.6
販売費及び一般管理費		23,476	7.2	26,673	6.4	48,708	6.7
営業利益		28,785	8.8	49,785	12.0	71,045	9.9
営業外収益	1	5,752	1.8	7,253	1.7	9,537	1.3
営業外費用	2	1,919	0.6	1,600	0.4	3,917	0.6
経常利益		32,618	10.0	55,438	13.3	76,664	10.6
特別利益		595	0.2	467	0.2	5,259	0.8
特別損失		590	0.2	31	0.0	2,130	0.3
税引前中間 (当期)純利益		32,623	10.0	55,874	13.5	79,793	11.1
法人税、住民税 及び事業税	4	11,183		19,908		31,896	
法人税等調整額	4	11,183	3.4	19,908	4.8	28,094	3.9
中間(当期)純利益		21,440	6.6	35,966	8.7	51,699	7.2

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,961	78,023	55	78,078
中間会計期間中の変動額				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
役員賞与				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			80	80
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	80	80
平成18年9月30日残高(百万円)	54,961	78,023	136	78,159

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	5,660	1,462	124,500	31,614	163,237	△ 15,116	281,160
中間会計期間中の変動額							
特別償却準備金の積立		396		△ 396	—		—
特別償却準備金の取崩		△ 523		523	—		—
別途積立金の積立			18,000	△ 18,000	—		—
剰余金の配当				△ 5,348	△ 5,348		△ 5,348
役員賞与				△ 215	△ 215		△ 215
中間純利益				21,440	21,440		21,440
自己株式の取得						△ 17	△ 17
自己株式の処分						1,006	1,086
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△ 127	18,000	△ 1,996	15,876	989	16,946
平成18年9月30日残高(百万円)	5,660	1,334	142,500	29,618	179,113	△ 14,127	298,106

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,197	—	4,197	1,013	286,371
中間会計期間中の変動額					
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 5,348
役員賞与					△ 215
中間純利益					21,440
自己株式の取得					△ 17
自己株式の処分					1,086
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△ 794	△ 326	△ 1,121	△ 494	△ 1,615
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 794	△ 326	△ 1,121	△ 494	15,331
平成18年9月30日残高(百万円)	3,402	△ 326	3,075	519	301,702

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,961	78,023	323	78,346
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			45	45
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	45	45
平成19年9月30日残高(百万円)	54,961	78,023	368	78,391

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	5,660	923	142,500	52,793	201,877	△12,167	323,017
中間会計期間中の変動額							
別途積立金の積立			30,000	△30,000	—		—
剰余金の配当				△10,906	△10,906		△10,906
中間純利益				35,966	35,966		35,966
自己株式の取得						△ 29	△ 29
自己株式の処分						756	801
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	30,000	△ 4,940	25,059	726	25,831
平成19年9月30日残高(百万円)	5,660	923	172,500	47,853	226,937	△11,441	348,849

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,290	△ 176	4,113	584	327,715
中間会計期間中の変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 10,906
中間純利益					35,966
自己株式の取得					△ 29
自己株式の処分					801
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△ 1,417	171	△ 1,245	△ 318	△ 1,564
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 1,417	171	△ 1,245	△ 318	24,267
平成19年9月30日残高(百万円)	2,872	△ 5	2,867	265	351,982

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,961	78,023	55	78,078
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
役員賞与				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			267	267
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	267	267
平成19年3月31日残高(百万円)	54,961	78,023	323	78,346

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	5,660	1,462	124,500	31,614	163,237	△ 15,116	281,160
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の積立		410		△ 410	—		—
特別償却準備金の取崩		△ 949		949	—		—
別途積立金の積立			18,000	△ 18,000	—		—
剰余金の配当				△ 12,843	△ 12,843		△ 12,843
役員賞与				△ 215	△ 215		△ 215
当期純利益				51,699	51,699		51,699
自己株式の取得						△ 64	△ 64
自己株式の処分						3,013	3,281
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△ 538	18,000	21,178	38,640	2,949	41,857
平成19年3月31日残高(百万円)	5,660	923	142,500	52,793	201,877	△ 12,167	323,017

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	4,197	—	4,197	1,013	286,371
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 12,843
役員賞与					△ 215
当期純利益					51,699
自己株式の取得					△ 64
自己株式の処分					3,281
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	93	△ 176	△ 83	△ 429	△ 513
事業年度中の変動額合計(百万円)	93	△ 176	△ 83	△ 429	41,343
平成19年3月31日残高(百万円)	4,290	△ 176	4,113	584	327,715

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法によって しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法によって おります。(評価差額は全部純 資産直入法により処理し、 売却原価は総平均法により 算定しております。)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法に よっております。</p> <p>(2) たな卸資産 個別法(ただし、保守用部品及 び貯蔵品については先入先出 法)による原価法を採用して おります。</p> <p>(3) デリバティブ 時価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法によっており ます。(評価差額は全部純 資産直入法により処理 し、売却原価は総平均法 により算定してございま す。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>												
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月 1日以降に取得した建物(建物 附属設備を除く)については定 額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <table data-bbox="268 1395 574 1458"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～11年</td> </tr> </table>	建物	3～50年	機械及び装置	2～11年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月 1日以降に取得した建物(建物 附属設備を除く)については定 額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <table data-bbox="699 1395 1005 1458"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～11年</td> </tr> </table> <p>(会計処理の変更) 法人税法の改正((所得税法等 の一部を改正する法律 平成19 年3月30日 法律第6号)及び (法人税法施行令の一部を改正 する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19 年4月1日以降に取得したも のについては、改正後の法人 税法に基づく減価償却の方法 に変更しております。 これに伴い、前中間会計期間 と同一の方法によった場合に 比べ、営業利益、経常利益及 び税引前中間純利益はそれぞ れ65百万円減少してござい ます。</p>	建物	3～50年	機械及び装置	2～11年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月 1日以降に取得した建物(建物 附属設備を除く)については定 額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <table data-bbox="1129 1395 1436 1458"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～11年</td> </tr> </table>	建物	3～50年	機械及び装置	2～11年
建物	3～50年													
機械及び装置	2～11年													
建物	3～50年													
機械及び装置	2～11年													
建物	3～50年													
機械及び装置	2～11年													

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ51百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計処理の変更) 当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ201百万円減少しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 (会計処理の変更) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は396百万円減少しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 なお、当社は、取締役会において平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することと決議したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>(6) 製品保証引当金 製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。</p> <p>(7) 関係会社投資等損失引当金 関係会社への投資等に係る損失に備えるため、当該関係会社の資産内容を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 なお、当社は、平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することと決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>(6) 関係会社投資損失引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、当社は、平成17年3月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年6月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年3月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することと決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。</p> <p>(6) 製品保証引当金 製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。</p> <p>(7) 関係会社投資損失引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(先物為替予約) ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 原則、外貨建取引は、取引成約時(予定取引を含む)に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」は相殺のうえ、中間貸借対照表上流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理の方法 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は301,508百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は327,307百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ40百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会 最終改正平成19年7月4日 委員会報告第14号)及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(金融庁総務企画部 最終改正平成19年10月2日)において有価証券として取り扱うものとされたため、当中間会計期間末より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、45,000百万円です。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(製品保証引当金の移管)</p> <p>当社は、製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を製品保証引当金として計上しておりましたが、この度、製造者責任を明確化し、品質向上及び原価削減効果推進のため、平成19年4月1日付で製造子会社との製品保証に係る覚書を締結したことにより、製品保証に係る責任及び費用負担を製造子会社に移管しております。当該移管に伴い、同年3月末における引当金残高15,262百万円を、各製造子会社に移管いたしました。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 31,351百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 31,451百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 31,688百万円
※2 国庫補助金等により有形固定資産(土地)の取得価額から直接減額した額 458百万円	※2 同左	※2 同左
※3 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。 受取手形 15百万円	※3 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれております。 受取手形 87百万円	※3 事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末の残高に含まれております。 受取手形 10百万円
※4 固定資産の投資その他の資産に計上した「関係会社株式」のうち、3百万円については貸株に供しております。	※4 固定資産の投資その他の資産に計上した「関係会社株式」のうち、43百万円については貸株に供しております。	※4 同左
5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額 83,300百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 83,300百万円	5 同左	5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額 83,300百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 83,300百万円
※6 新株引受権付社債の新株引受権(当中間会計期間末479百万円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。	※6 _____	※6 新株引受権付社債の新株引受権(当事業年度466百万円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。
7 _____	7 製品保証契約に係る責任及び費用は主に製造子会社が負担しているため、当該子会社において製品保証引当金を計上しております。	7 _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 507百万円 受取配当金 4,134百万円 固定資産賃貸料 795百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 20百万円 社債利息 176百万円 固定資産賃貸費用 432百万円 3 減価償却実施額 有形固定資産 1,407百万円 無形固定資産 1,119百万円 ※4 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 769百万円 受取配当金 5,231百万円 固定資産賃貸料 904百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 93百万円 社債利息 116百万円 固定資産賃貸費用 566百万円 為替差損 794百万円 3 減価償却実施額 有形固定資産 1,526百万円 無形固定資産 1,123百万円 ※4 同左	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,194百万円 受取配当金 6,242百万円 固定資産賃貸料 1,557百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 58百万円 社債利息 308百万円 固定資産賃貸費用 846百万円 為替差損 2,643百万円 3 減価償却実施額 有形固定資産 3,155百万円 無形固定資産 2,266百万円 ※4 _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	2,336	2	180	2,158

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,812	3	125	1,690

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,336	7	530	1,812

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,746</td> <td>76</td> <td>3,823</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,081</td> <td>56</td> <td>2,138</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,664</td> <td>20</td> <td>1,685</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,746	76	3,823	減価償却累計額相当額	2,081	56	2,138	中間期末残高相当額	1,664	20	1,685	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,430</td> <td>65</td> <td>2,496</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,289</td> <td>50</td> <td>1,339</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,141</td> <td>15</td> <td>1,156</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,430	65	2,496	減価償却累計額相当額	1,289	50	1,339	中間期末残高相当額	1,141	15	1,156	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,539</td> <td>70</td> <td>2,610</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,166</td> <td>54</td> <td>1,220</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,373</td> <td>15</td> <td>1,389</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,539	70	2,610	減価償却累計額相当額	1,166	54	1,220	期末残高相当額	1,373	15	1,389
	工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	3,746	76	3,823																																															
減価償却累計額相当額	2,081	56	2,138																																															
中間期末残高相当額	1,664	20	1,685																																															
	工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	2,430	65	2,496																																															
減価償却累計額相当額	1,289	50	1,339																																															
中間期末残高相当額	1,141	15	1,156																																															
	工具器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額相当額	2,539	70	2,610																																															
減価償却累計額相当額	1,166	54	1,220																																															
期末残高相当額	1,373	15	1,389																																															
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>656百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,028百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,685百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>431百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>431百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年以内	656百万円	1年超	1,028百万円	合計	1,685百万円	支払リース料	431百万円	減価償却費相当額	431百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>509百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>647百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,156百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>315百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>315百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年以内	509百万円	1年超	647百万円	合計	1,156百万円	支払リース料	315百万円	減価償却費相当額	315百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>829百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,389百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>791百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>791百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年以内	559百万円	1年超	829百万円	合計	1,389百万円	支払リース料	791百万円	減価償却費相当額	791百万円																		
1年以内	656百万円																																																	
1年超	1,028百万円																																																	
合計	1,685百万円																																																	
支払リース料	431百万円																																																	
減価償却費相当額	431百万円																																																	
1年以内	509百万円																																																	
1年超	647百万円																																																	
合計	1,156百万円																																																	
支払リース料	315百万円																																																	
減価償却費相当額	315百万円																																																	
1年以内	559百万円																																																	
1年超	829百万円																																																	
合計	1,389百万円																																																	
支払リース料	791百万円																																																	
減価償却費相当額	791百万円																																																	

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	200	17,216	17,016

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,579	11,985	9,405

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	2,579	12,396	9,816

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

重要な企業結合等はないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容(追加情報を除く)と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(製品保証引当金の移管)</p> <p>当社は、製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を製品保証引当金として計上しておりましたが、この度、製造者責任を明確化し、品質向上及び原価削減効果推進のため、平成19年4月1日付で製造子会社との製品保証に係る覚書を締結したことにより、製品保証に係る責任及び費用負担を製造子会社に移管しております。当該移管に伴い、同年3月末における引当金残高15,262百万円を、各製造子会社に移管致しました。</p>

(2) 【その他】

平成19年11月13日開催の取締役会において中間配当実施について次のとおり決議しました。

イ	中間配当金の総額	12,524百万円
ロ	1株当たり中間配当金	70円00銭
ハ	支払請求権の効力発生日 及び支払開始日	平成19年12月7日

(注) 平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第44期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成19年6月22日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。